

令和3年2月3日
厚生労働省発子0203第2号

都道府県知事
各 保健所設置市市長 殿
特別区区長

厚生労働事務次官
(公印省略)

令和2年度母子保健衛生費の国庫補助（令和2年度第三次補正予算分）について

標記の国庫補助金の交付については、別紙「令和2年度母子保健衛生費国庫補助金（令和2年度第三次補正予算分）交付要綱」により行うこととされ、令和3年1月1日から適用することとされたので通知する。

なお、各都道府県知事におかれては、貴管内市町村長（保健所設置市市長、特別区区長を除く。）に対する周知につき配慮願いたい。

別 紙

令和 2 年度母子保健衛生費国庫補助金（令和 2 年度第三次補正予算分）交付要綱

（通則）

- 1 令和 2 年度母子保健衛生費国庫補助金（令和 2 年度第三次補正予算分）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）及び厚生労働省所管補助金交付規則（平成 12 年厚生省令第 6 号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。
労働省

（交付の目的）

- 2 この補助金は、次世代育成支援対策の推進等に必要な総合的施策として、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医療その他の措置を講じ、もって国民保健の向上を図ることを交付の目的とする。

（交付の対象）

- 3 この補助金は、令和 3 年 1 月 28 日子発第 2 号厚生労働省子ども家庭局長通知「母子保健医療対策総合支援事業（令和 2 年度第三次補正予算分）の実施について」に基づき実施する次の事業を交付の対象とする。

（1）新型コロナウイルス感染症の流行下における妊産婦総合対策事業（令和 2 年度第三次補正予算分）

① 新型コロナウイルスに感染した妊産婦への寄り添い型支援

ア 都道府県、保健所設置市（指定都市、中核市を含む。以下同じ。）、特別区（以下「都道府県等」という。）が行う事業（直接補助事業）

イ 保健所設置市、特別区、市町村、民間団体等が行う事業又は民間団体等が行う事業に対して保健所設置市、特別区、市町村が補助する事業に対して、都道府県が補助する事業（間接補助事業）（保健所設置市、特別区がアの事業を行う場合を除く。）

ウ 民間団体等が行う事業に対して、保健所設置市、特別区が補助する事業（間接補助事業）

② 不安を抱える妊婦等への分娩前ウイルス検査

都道府県等が行う事業

③ オンラインによる保健指導等

市区町村（指定都市、中核市を含む。以下同じ。）が実施する事業

- ④ 育児等支援サービス
市区町村が実施する事業
- (2) 幼児健康診査個別実施支援事業（令和2年度第三次補正予算分）
市区町村が実施する事業
- (3) 産後ケア事業を行う施設における感染拡大防止対策事業（令和2年度第三次補正予算分）
市区町村が実施する事業

(交付額の算定方法)

- 4 この補助金の交付額は、次により算出された額の合計額とする。
ただし、算出された合計額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- (1) 直接補助事業
 - ① 別表の第3欄に定める基準額と、第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
 - ② ①により選定された額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を算出する。
 - (2) 間接補助事業
 - 3 (1) ①イウの事業
 - ① 別表の第3欄に定める基準額と、第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
 - ② ①により選定された額と都道府県等が補助した額を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を算出する。

(交付の条件)

- 5 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
- (1) 事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
 - (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
 - (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。
 - (4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化法施行令第14条第1項第2号により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、担保に供し、又は廃棄してはならない。

- (5) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
- (8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、別紙様式第5により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに厚生労働大臣に報告しなければならない。
- なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。
- (9) 都道府県等は、国からの概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく保健所設置市、特別区、市町村又は民間団体等に交付しなければならない。
- (10) 都道府県は、間接補助金を保健所設置市、特別区、市町村に交付する場合には、以下に掲げる条件を付さなければならない。
- ① (1) から (8) までに掲げる条件。
- ただし、(1) から (3) まで及び(8) 中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、(4) 及び(5) 中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」と、(5) 及び(8) 中「国庫」とあるのは「都道府県」と、(4)、(7) 及び(8) 中「補助金」とあるのは「間接補助金」と読み替えるものとする。
- ② 都道府県から間接補助金を受けた保健所設置市、特別区、市町村が民間団体等に間接補助金を交付する場合には、以下の条件を付さなければならない旨の条件
- ア (1) から (6) まで及び(8) に掲げる条件。
- ただし、(1) から (3) まで及び(8) 中「厚生労働大臣」とあるのは「保健所設置市、特別区の長及び市町村長」と、(4) 及び(5) 中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「保健所設置市、特別区の長及び市町村長の承認」と、(5) 及び(8) 中「国庫」とあるのは「保健所設置市、特別区及

び市町村」と、(4)及び(8)中「補助金」とあるのは「間接補助金」と、(4)の規定中「50万円」とあるのは、「30万円」と読み替えるものとする。
イ 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

- ③ 都道府県が付した条件に基づき保健所設置市、特別区の長及び市町村長が承認する場合には、あらかじめ都道府県知事の承認を受けなければならない。
- (11) (10)により付した条件に基づき都道府県知事が承認する場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (12) 都道府県、保健所設置市及び特別区は、民間団体等に間接補助金を交付する場合には、以下の条件を付さなければならない。

① (1)から(6)まで及び(8)に掲げる条件。

ただし、(1)から(3)まで及び(8)中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事、保健所設置市及び特別区の長」と、(4)及び(5)中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事、保健所設置市及び特別区の長の承認」と、(5)及び(8)中「国庫」とあるのは「都道府県等」と、(4)及び(8)中「補助金」とあるのは「間接補助金」と、(4)の規定中「50万円」とあるのは「30万円」と読み替えるものとする。

② 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について 証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

- (13) (12)により付した条件に基づき都道府県知事、保健所設置市及び特別区の長が承認する場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (14) 間接補助事業者から財産の処分による収入及び間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(申請手続)

6 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

(1) 適正化法第 26 条第 2 項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

市町村長（保健所設置市及び特別区の長を除く。以下同じ。）は、別紙様式第 2 による申請書を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記の申請書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めるときは、これをとりまとめるうえ、別に定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(2) (1) 以外で都道府県等がこの補助金の交付を受ける場合

都道府県知事、保健所設置市及び特別区の長は、別紙様式第 2 による申請書を別に定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(変更申請手続)

7 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、別紙様式第 3 による変更交付申請書を 6 に定める申請手続の例により、別に定める日までに行うものとする。

なお、当初申請時の提出書類と比較して、申請額の増減又は事業の新設・中止等の変更がないものについては、提出を要しない。

(交付決定の通知)

8 都道府県知事は、3 の事業について厚生労働大臣の交付の決定（決定の変更を含む。）があったときには、市町村長に対し、別紙様式第 2 - 2 又は別紙様式第 3 - 2 により速やかに交付決定内容及びこれに付された条件の通知を行うものとする。

(交付決定を行うまでの標準的期間)

9 厚生労働大臣は、6 又は 7 による申請書が到達した日から起算して原則として 50 日以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。

(概算払)

10 厚生労働大臣は、この補助金について必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において、概算払をすることができる。

(実績報告)

11 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。

(1) 適正化法第 26 条第 2 項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

市町村長は、別紙様式第 4 による報告書を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記の報告書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めるときはこれを取りまとめるうえ、翌年度 4 月 10 日まで(5の(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知

書を受理した日から起算して1か月を経過した日)に厚生労働大臣に提出しなければならない。

なお、事業が翌年度に渡るときは、この補助金の交付決定に係る国の会計年度の翌年度の4月30日までに別紙様式第6による報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

(2) (1) 以外で都道府県等がこの補助金の交付を受けた場合

都道府県知事、保健所設置市及び特別区の長は、別紙様式第4による報告書を翌年度4月10日まで(5の(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知書を受理した日から起算して1か月を経過した日)に厚生労働大臣に提出しなければならない。

なお、事業が翌年度に渡るときは、この補助金の交付決定に係る国の会計年度の翌年度の4月30日までに別紙様式第6による報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

(国庫補助金の額の確定の通知)

- 12 都道府県知事は、3の事業について厚生労働大臣の交付額の確定があったときは、市町村長に対し、別紙様式第4-2により、速やかに確定の通知を行うものとする。

(補助金の返還)

- 13 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

- 14 特別の事情により、4、6、7及び11に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

別 表

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
直接補助事業	新型コロナウイルス感染症の流行下における妊産婦総合対策事業（令和2年度第三次補正予算分）	○新型コロナウイルスに感染した妊産婦への寄り添い型支援 15,000円×妊産婦一人に対する支援回数×妊産婦数 ・医療機関と事務を調整する場合の補助 425,000円（1自治体当たり） ・都道府県調整事務費 892,000円（1都道府県当たり）	新型コロナウイルス流行下における妊産婦総合対策事業（令和2年度第三次補正予算分）のうち、左記に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、備品購入費、使用料及び賃借料、扶助費、負担金、補助及び交付金	1/2
		○不安を抱える妊婦等への分娩前ウイルス検査事業 20,000円×妊産婦数	新型コロナウイルス流行下における妊産婦総合対策事業（令和2年度第三次補正予算分）のうち、左記に必要な需用費、役務費、委託料、扶助費、負担金、補助及び交付金	1/2
		○オンラインによる保健指導等 1,900,000円（1市町村等当たり）	新型コロナウイルス流行下における妊産婦総合対策事業（令和2年度第三次補正予算分）のうち、左記に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、備品購入費、使用料及び賃借料、負担金、補助及び交付金	1/2
		○育児等支援サービス 妊産婦の属する一世帯当たりにつき、10,000円×利用回数（月4回を限度）×実施月数（半年を限度）	新型コロナウイルス流行下における妊産婦総合対策事業（令和2年度第三次補正予算分）のうち、左記に必要な委	1/2

			託料、扶助費、負担金、補助及び交付金	
	幼児健康診査個別実施支援事業	○医科：5,930円×子どもの人数 ○歯科：3,510円×子どもの人数	幼児健康診査個別実施支援事業の実施に必要な委託料、扶助費、負担金、補助及び交付金	1/2
	産後ケア事業を行う施設における感染拡大防止対策事業（令和2年度第三次補正予算分）	○市町村事業 ・産後ケア事業を行う施設における感染拡大防止対策事業 1施設当たり 500,000円	産後ケア事業を行う施設における感染拡大防止対策事業（令和2年度第三次補正予算分）に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費、委託料、備品購入費、使用料及び賃借料、負担金、補助及び交付金	1/2
間接補助事業	新型コロナウイルス感染症の流行下における妊産婦総合対策事業（令和2年度第三次補正予算分）	○新型コロナウイルスに感染した妊産婦への寄り添い型支援 15,000円×妊産婦一人に対する支援回数×妊産婦数	新型コロナウイルス流行下における妊産婦総合対策事業（令和2年度第三次補正予算分）のうち、左記に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、備品購入費、使用料及び賃借料、負担金、補助及び交付金	1/2

令和2年度母子保健衛生費国庫補助金（令和2年度第三次補正予算分）調書

補助事業者名

国			地 方 公 共 団 体							備 考	
歳 出 予 算 科 目	交 付 決 定 の 額	補 助 率	歳 入			歳 出					
			科 目	予 算 現 額	収 入 済 額	科 目	予 算 現 額	う ち 国 庫 補 助 金 相 当 額	支 出 済 額		う ち 国 庫 補 助 金 相 当 額
母子保健衛生対策費	円			円	円		円	円	円	円	
16 母子保健衛生費 補 助 金											

- (注) 1 「地方公共団体」の「科目」は、歳出にあつては款、項、目、節を、歳入にあつては款、項、目をそれぞれ記載すること。
 なお、歳出にあつては国庫補助金（事業費）に対応する経費の配分の目節の内訳に係るときは、当該経費の配分を目節の内訳として記載すること。
- 2 「予算現額」は歳入にあつては、当該予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当該予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
- 3 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載すること。

番 号
年月日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事
保健所設置市市長
特別区区長
市町村長

令和2年度母子保健衛生費国庫補助金（令和2年度第三次補正予算分）の
交付申請について

標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

（ また、管内市町村分の申請書を受領し、その内容を審査した結果適正と認められるので、とりまとめて提出する。 ）

1	国庫補助金申請額	金	円
	都道府県分	金	円
	市町村分	金	円

2 令和2年度母子保健衛生費国庫補助金（令和2年度第三次補正予算分）所要額総括表 [別表]

3 国庫補助金所要額調書 [様式1]

4 添付書類

(1) 当該事業に関する歳入歳出予算書抄本

(2) その他参考資料

(3) 国庫補助金所要額市町村別集計表 [様式1-2]

(4) 市町村長から提出のあった交付申請書

※（ ）内については、交付要綱6（1）により都道府県が提出する場合についてのみ該当する。

別表

令和2年度母子保健衛生費国庫補助金（令和2年度第三次補正予算分）所要額総括表

都道府県名

	国庫補助基本額	国庫補助所要額
都道府県事業（直接補助）		
都道府県間接補助事業		
合 計		

別表

令和2年度母子保健衛生費国庫補助金（令和2年度第三次補正予算分）所要額総括表

市区町村名

	国庫補助基本額	国庫補助所要額
市区町村事業（直接補助）		
市区町村間接補助事業		
合 計		

様式1 国庫補助金所要額調書（直接補助分）

（都道府県・保健所設置市・特別区用）

都道府県・保健所設置市・特別区名

種 目 等	総事業費 ①	寄付金そ 他の収 入額②	差引額 (①-②) ③	対象経費の支 出予定額④	基準額				国庫補助 基本額 ⑨	負担区分			備考	
					月数・人 数・箇所数 ⑤	回数⑥	単価⑦	基準額 (⑤× ⑥×⑦) ⑧		要国庫補助額 (⑨×補助率) ⑩	地方 負担額⑪	その他⑫		
														円
新型コロナウイルス流 行下における妊産婦総 合対策事業	ウイルスに感 染した妊産婦 に対する寄り 添い型支援	ウイルスに感染した 妊産婦に対する寄り 添い型支援												
		医療機関と事務を調 整する場合の補助												
		都道府県調整事務費												
	小計													
	不安を抱える妊婦等への分娩前ウ イルス検査事業													
	オンラインによる保健指導等実施													
	育児等支援サービス													
計														
幼児健康診査個別実施支 援事業	医科													
	歯科													
	計													
産後ケア事業を行う施設における感染拡大防止 対策事業														
合 計														

(注1) 「国庫補助基本額⑨」欄は、③、④及び⑧とを比較して少ない方の額を記入すること。

(注2) 「合計」欄の「要国庫補助額」「その他」において、千円未満の端数が生じた場合は、切り捨てること。

(注3) 「負担区分」欄のうち、「地方負担額」欄は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付対象となる国庫補助事業等の地方負担額に係る交付限度額を算定するために、地方公共団体の実際の負担額を記入すること。合計欄の「地方負担額」は、⑩+⑪+⑫=⑨（千円未満の端数が生じる場合は四捨五入）の等式が成り立つこと。

(注4) 「その他」欄は、当該事業に対し、国以外からの補助等が行われる場合に、その金額を記載すること。

【例】 実施主体である市町村に対し、都道府県からの補助もある場合、その金額 など

(注5) 「備考」欄は、「その他」欄に記載した、事業実施地方公共団体に補助・負担を行う地方公共団体の名称及び補助額を記入すること。複数の地方公共団体からの補助がある場合は全て記載すること。

様式1 国庫補助金所要額調書（間接補助分）

（都道府県・保健所設置市・特別区用）

都道府県・保健所設置市・特別区名

種 目 等			総事業費 ①	寄付金その 他の収入額 ②	差引額 (①-②) ③	対象経費の 支出予定額 ④	基準額				都道府県等 補助額 ⑨	国庫補助 基本額 ⑩	負担区分			備考
							月数・人数⑤	回数⑥	単価⑦	基準額 (⑤× ⑥×⑦) ⑧			要国庫補助額 (⑩×補助率) ⑪	地方 負担額⑫	その他⑬	
新型コロナ ウイルス流 行下にお ける妊産 婦総合 対策事業	ウイルスに感 染した妊産 婦に対す る寄り 添い型支 援	ウイルスに感 染した妊 産婦に 対する 寄り添 い型支 援	円	円	円	円			円	円	円	円	円	円	円	
合 計																

（注1）「国庫補助基本額⑩」欄は、③、④、⑧及び⑨とを比較して少ない方の額を記入すること。

（注2）「合計」欄の「要国庫補助額」「その他」において、千円未満の端数が生じた場合は、切り捨てること。

（注3）「負担区分」欄のうち、「地方負担額」欄は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付対象となる国庫補助事業等の地方負担額に係る交付限度額を

算定するために、地方公共団体の実際の負担額を記入すること。合計欄の「市町村負担額」は、⑪+⑫+⑬=⑩（千円未満の端数が生じる場合は四捨五入）の等式が成り立つこと。

（注4）「その他」欄は、当該事業に対し、国以外からの補助等が行われる場合に、その金額を記載すること。

〔例〕 実施主体である市町村に対し、都道府県からの補助もある場合、その金額 など

（注5）「備考」欄は、「その他」欄に記載した、事業実施地方公共団体に補助・負担を行う地方公共団体の名称及び補助額を記入すること。複数の地方公共団体からの補助がある場合は全て記載すること。

様式1 国庫補助金所要額調書（直接補助分）

（市町村用）

市町村名

種 目	事業内訳	総事業費 ①	寄付金その 他の収入額 ②	差引額 (①-②) ③	対象経費の 支出予定額 ④	基準額				国庫補助 基本額 ⑨	負担区分			備考
						月数・人 数・箇所数 ⑤	回数⑥	単価⑦	基準額 (⑤× ⑥×⑦) ⑧		要国庫補助額 (⑨×補助率) ⑩	市町村 負担額⑪	その他⑫	
新型コロナウイルス 流行下における妊産 婦総合対策事業	オンラインによる 保健指導等実施	円	円	円	円	/	/	/	円	円	円	円	円	
	育児等支援サービス													
	計					/	/	/						
幼児健康診査個別実 施支援事業	医科		/	/		/	/		/	/	/	/	/	
	歯科		/	/		/	/		/	/	/	/	/	
	計		/	/		/	/		/	/	/	/	/	
産後ケア事業を行う施設における感染拡 大防止対策事業							/							
合 計						/	/	/						

（注1）「国庫補助基本額⑨」欄は、③、④及び⑧とを比較して少ない方の額を記入すること。

（注2）「合計」欄の「要国庫補助額」「その他」において、千円未満の端数が生じた場合は、切り捨てること。

（注3）「負担区分」欄のうち、「市町村負担額」欄は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付対象となる国庫補助事業等の地方負担額に係る交付限度額を算定するために、市町村の実際の負担額を記入すること。合計欄の「市町村負担額」は、⑩+⑪+⑫=⑨（千円未満の端数が生じる場合は四捨五入）の等式が成り立つこと。

（注4）「その他」欄は、当該事業に対し、国以外からの補助等が行われる場合に、その金額を記載すること。

[例] 実施主体である市町村に対し、都道府県からの補助もある場合、その金額 など

（注5）「備考」欄は、「その他」欄に記載した、事業実施市町村に補助・負担を行う地方公共団体の名称及び補助額を記入すること。複数の地方公共団体からの補助がある場合は全て記載すること。

様式 1 - 2 国庫補助金所要額市町村別集計表（直接補助分）

都道府県名

区分 市町村名	種 目 等	総事業費 ①	寄付金その 他の収入額 ②	差引額 (①-②) ③	対象経費の 支出予定額 ④	基準額				国庫補助 基本額 ⑨	負担区分			備考
						月数・人数・ 箇所数⑤	回数⑥	単価⑦	基準額 (⑤× ⑥×⑦) ⑧		要国庫補助額 (⑨×補助率) ⑩	市町村 負担額⑪	その他⑫	
都道府県 合計	新型コロナウイルス流行下における妊産婦総合対策事業	オンラインによる保健指導等実施	円	円	円	円			円	円	円	円	円	
		育児等支援サービス												
		計												
	幼児健康診査個別実施支援事業	医科												
		歯科												
		計												
	産後ケア事業を行う施設における感染拡大防止対策事業													
合 計														
	新型コロナウイルス流行下における妊産婦総合対策事業	オンラインによる保健指導等実施												
		育児等支援サービス												
		計												
	幼児健康診査個別実施支援事業	医科												
		歯科												
		計												
	産後ケア事業を行う施設における感染拡大防止対策事業													
合 計														
	新型コロナウイルス流行下における妊産婦総合対策事業	オンラインによる保健指導等実施												
		育児等支援サービス												
		計												
	幼児健康診査個別実施支援事業	医科												
		歯科												
		計												
	産後ケア事業を行う施設における感染拡大防止対策事業													
合 計														

(注) この表は、市町村長から提出された国庫補助金所要額調書に基づいて作成すること。

令和2年度母子保健衛生費国庫補助金（令和2年度第三次補正予算分）
交付決定通知書

市町村名

令和 年 月 日第 号で申請のあった令和2年度母子保健衛生費国庫補助金（令和2年度第三次補正予算分）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条第1項の規定により〔（修正の場合）第6条第3項の規定により修正のうえ〕、令和 年 月 日厚生労働省発子 第 号をもって、次のとおり交付することに決定されたので、同法第8条の規定により通知する。

令和 年 月 日

都道府県知事 印

- 1 この補助金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、令和※年※月※日厚生労働省発子※第※号厚生労働事務次官通知の別紙「令和2年度母子保健衛生費国庫補助金（令和2年度第三次補正予算分）交付要綱」の3に定める市町村が行う事業であり、その内容は令和 年 月 日 申請書記載のとおりである。
- 2 事業に要する経費及び補助金の額は次のとおりである。ただし、事業の内容が変更される場合において、事業に要する経費又は補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。

事業に要する経費	金	円
補助金の額	金	円
- 3 この補助金の額の確定は、交付要綱の4に定める交付額の算定方法により行うものである。
- 4 この補助金は、交付要綱の5に掲げる事項を条件として交付するものである。
- 5 事業に係る事業実績報告は、交付要綱の11に定めるところにより行わなければならない。
- 6 この補助金の交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における適正化法第9条第1項の規定による申請の取下げをすることのできる期限は、令和 年 月 日とする。

厚生労働大臣 殿

都道府県知事
保健所設置市市長
特別区区長
市町村長

令和2年度母子保健衛生費国庫補助金（令和2年度第三次補正予算分）の
変更交付申請について

標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

〔 また、管内市町村分の申請書を受理し、その内容を審査した結果適正と認められるので、とりまとめて提出する。 〕

1	国庫補助金申請額		金	円
		都道府県分	金	円
		市町村分	金	円
	既交付決定額	都道府県分	金	円
		市町村分	金	円
	今回増加額	都道府県分	金	円
		市町村分	金	円

2 令和2年度母子保健衛生費国庫補助金（令和2年度第三次補正予算分）所要額総括表 [別表]

3 国庫補助金所要額調書 [様式2]

4 添付書類

- (1) 当該事業に関する歳入歳出予算書抄本
- (2) その他参考資料

〔 (3) 国庫補助金所要額市町村別集計表 [様式2-2]
(4) 市町村長から提出のあった交付申請書 〕

※ () 内については、交付要綱6(1)の例により都道府県が提出する場合についてのみ該当する。

別表

令和2年度母子保健衛生費国庫補助金（令和2年度第三次補正予算分）所要額総括表

都道府県名

	国庫補助基本額	国庫補助所要額
都道府県事業（直接補助）		
都道府県間接補助事業		
合 計		

別表

令和2年度母子保健衛生費国庫補助金（令和2年度第三次補正予算分）所要額総括表

市区町村名

	国庫補助基本額	国庫補助所要額
市区町村事業（直接補助）		
市区町村間接補助事業		
合 計		

様式2 国庫補助金所要額調書（直接補助分）

（都道府県・保健所設置市・特別区用）

都道府県・保健所設置市・特別区名

種 目 等			総事業費 ①	寄付金そ 他の収 入額②	差引額 (①-②) ③	対象経費の 支出予定額 ④	基準額			国庫補助 基本額 ⑨	負担区分			備考	既交付 決定額 ⑬	増加(△減 少)額 (⑩-⑬) ⑭
							月数・人 数・箇所 数⑤	回数⑥	単価⑦		基準額(⑤ ×⑥×⑦) ⑧	要国庫補助 額(⑨×補助 率)⑩	地方 負担額⑪			
新型コロナウイルス流 行下におけ る妊産婦総 合対策事業	ウイルスに感 染した妊産婦 に対する寄り 添い型支援	ウイルスに感染した 妊産婦に対する寄り 添い型支援	円	円	円	円			円	円	円	円		円	円	
		医療機関と事務を調 整する場合の補助														
		都道府県調整事務費														
	小計															
	不安を抱える妊婦等への分娩前ウイ ルス検査事業															
	オンラインによる保健指導等実施															
	育児等支援サービス															
計																
幼児健康診査個別実施支 援事業	医科															
	歯科															
	計															
産後ケア事業を行う施設における感染拡大防止 対策事業																
合 計																

(注1) 「国庫補助基本額⑨」欄は、③、④及び⑧とを比較して少ない方の額を記入すること。

(注2) 「合計」欄の「要国庫補助額」「その他」において、千円未満の端数が生じた場合は、切り捨てること。

様式2 国庫補助金所要額調書（間接補助分）

（都道府県・保健所設置市・特別区用）

都道府県・保健所設置市・特別区名

種 目 等			総事業費 ①	寄付金そ 他の収 入額②	差引額 (①-②) ③	対象経費の 支出予定額 ④	基準額			都道府県等 補助額 ⑨	国庫補助 基本額 ⑩	負担区分			備考	既交付 決定額⑬	増加（△減 少）額 (⑪-⑬) ⑭
							月数・ 人数⑤	回数⑥	単価⑦			基準額 (⑤ ×⑥×⑦) ⑧	要国庫補助額 (⑩×補助率) ⑪	地方 負担額⑫			
新型コロナ ウイルス流 行下におけ る妊産婦総 合対策事業	ウイルスに感 染した妊産婦 に対する寄り 添い型支援	ウイルスに感染した 妊産婦に対する寄り 添い型支援	円	円	円	円	/		円	円	円	円	円			/	/
合 計							/	/									

（注1）「国庫補助基本額⑩」欄は、③、④、⑧及び⑨とを比較して少ない方の額を記入すること。

（注2）「合計」欄の「要国庫補助額」「その他」において、千円未満の端数が生じた場合は、切り捨てること。

様式2 国庫補助金所要額調書（直接補助分）

（市町村用）

市町村名

種 目	事業内訳	総事業費 ①	寄付金その 他の収入額 ②	差引額 (①-②) ③	対象経費の 支出予定額 ④	基準額			国庫補助 基本額 ⑨	負担区分			備考	既交付 決定額⑬	増加（△減 少）額 (⑩-⑬) ⑭	
						月数・人 数・箇所 数⑤	回数⑥	単価⑦		基準額 (⑤× ⑥×⑦) ⑧	要国庫補助額 (⑨×補助率) ⑩	市町村 負担額⑪				その他⑫
新型コロナウイルス 流行下における妊産 婦総合対策事業	オンラインによる 保健指導等実施	円	円	円	円	/	/	/	円	円	円	円	円		/	/
	育児等支援サービス					/	/	/							/	/
	計					/	/	/							/	/
幼児健康診査個別実 施支援事業	医科		/	/		/	/	/	/	/	/	/			/	/
	歯科		/	/		/	/	/	/	/	/	/			/	/
	計					/	/	/							/	/
産後ケア事業を行う施設における感染 拡大防止対策事業						/	/	/							/	/
合 計						/	/	/							/	/

（注1）「国庫補助基本額⑨」欄は、③、④及び⑧とを比較して少ない方の額を記入すること。

（注2）「合計」欄の「要国庫補助額」「その他」において、千円未満の端数が生じた場合は、切り捨てること。

様式 2-2 国庫補助金所要額市町村別集計表（直接補助分）

区分 市町村名		種 目 等	総事業費 ①	寄付金その 他の収入額 ②	差引額 (①-②) ③	対象経費の 支出予定額 ④	基準額			国庫補助 基本額 ⑨	負担区分			備考	既交付 決定額⑬	増加(△減 少)額 (⑩-⑬) ⑭	
							月数・人 数・箇所 数⑤	回数⑥	単価⑦		基準額 (⑤× ⑥×⑦) ⑧	要国庫補助額 (⑨×補助率) ⑩	市町村 負担額⑪				その他⑫
都道府県 合計	新型コロナウイルス流行下における妊産婦総合対策事業	オンラインによる保健指導等実施	円	円	円	円	/	/	円	円	円	円		円	円		
		育児等支援サービス					/	/									
		計					/	/									
	幼児健康診査個別実施支援事業	医科		/	/		/	/									
		歯科		/	/		/	/									
		計					/	/									
	産後ケア事業を行う施設における感染拡大防止対策事業						/	/									
合計						/	/										
	新型コロナウイルス流行下における妊産婦総合対策事業	オンラインによる保健指導等実施					/	/									
		育児等支援サービス					/	/									
		計					/	/									
	幼児健康診査個別実施支援事業	医科		/	/		/	/									
		歯科		/	/		/	/									
		計					/	/									
	産後ケア事業を行う施設における感染拡大防止対策事業						/	/									
合計						/	/										
	新型コロナウイルス流行下における妊産婦総合対策事業	オンラインによる保健指導等実施					/	/									
		育児等支援サービス					/	/									
		計					/	/									
	幼児健康診査個別実施支援事業	医科		/	/		/	/									
		歯科		/	/		/	/									
		計					/	/									
	産後ケア事業を行う施設における感染拡大防止対策事業						/	/									
合計						/	/										

(注) この表は、市町村長から提出された国庫補助金所要額調書に基づいて作成すること。

令和2年度母子保健衛生費国庫補助金（令和2年度第三次補正予算分）
変更交付決定通知書

市町村名

令和 年 月 日厚生労働省発子 第 号で交付決定された令和2年度母子保健衛生費国庫補助金（令和2年度第三次補正予算分）については、令和 年 月 日 第 号申請に基づき、令和 年 月 日厚生労働省発子 第 号をもって、決定の内容を次のとおり変更することに決定されたので通知する。

【超過交付額がある場合のみ記載】

なお、超過交付となった金 円については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第18条第1項の規定により令和 年 月 日までに返還することを命ぜられたので併せて通知する。

令和 年 月 日

都道府県知事 印

- この補助金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、令和※年※月※日厚生労働省発子※第※号厚生労働事務次官通知の別紙「令和2年度母子保健衛生費国庫補助金（令和2年度第三次補正予算分）」の3に定める市町村が行う事業であり、その内容は令和 年 月 日 申請書記載のとおりである。
- 事業に要する経費及び補助金の額は次のとおりである。ただし、事業の内容が変更される場合において、事業に要する経費又は補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。

事業に要する経費	金	円
内今回増加（減少）額	金	円
補助金の額	金	円
内今回追加交付（減少）額	金	円
- この補助金の交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第9条第1項の規定による申請の取下げをすることのできる期限は、令和 年 月 日とする。

厚生労働大臣 殿

都道府県知事
保健所設置市市長
特別区区長
市町村長

令和2年度母子保健衛生費国庫補助金（令和2年度第三次補正予算分）の
事業実績報告について

標記の国庫補助金に係る事業実績を次のとおり報告する。

また、管内市町村分の事業実績報告書を受領し、その内容を審査した結果適正と認められるので、とりまとめて提出する。

1	国庫補助金精算額	金	円
	都道府県分	金	円
	市町村分	金	円

2 令和2年度母子保健衛生費国庫補助金（令和2年度第三次補正予算分）精算額総括表 [別表]

3 国庫補助金精算額調書 [様式3]

4 添付書類

(1) 当該事業に関する歳入歳出決算書（見込書）抄本

(2) その他参考資料

(3) 国庫補助金精算額市町村別集計表 [様式3-2]

(4) 市町村長から提出のあった事業実績報告書

※（ ）内については、交付要綱11（1）により都道府県が提出する場合についてのみ該当する。

別表

令和2年度母子保健衛生費国庫補助金（令和2年度第三次補正予算分）精算額総括表

都道府県名

	国庫補助基本額	国庫補助金交付決定額	国庫補助金受入済額	返納額
都道府県事業（直接補助）				
都道府県間接補助事業				
合 計				

別表

令和2年度母子保健衛生費国庫補助金（令和2年度第三次補正予算分）精算額総括表

市区町村名

	国庫補助所要額	国庫補助金交付決定額	国庫補助金受入済額	返納額
市区町村事業（直接補助）				
市区町村間接補助事業				
合 計				

様式3 国庫補助金精算額調書（直接補助分）
（都道府県・保健所設置市・特別区用）

都道府県・保健所設置市・特別区名

種 目 等	総事業費 ①	寄付金その他の収入額②	差引額 (①-②) ③	対象経費の実支出額④	基準額				国庫補助 基本額 ⑨	負担区分			備考	交付決定 額 ⑬	国庫補助金受 入額 ⑭	差引過(△) 不足額 (⑭-⑩) ⑮	精算額 ⑯
					月数・人 数・箇所 数⑤	回数⑥	単価⑦	基準額(⑤ ×⑥×⑦) ⑧		要国庫補助 額(⑨×補助 率)⑩	地方 負担額⑪	その他⑫					
新型コロナウイルス流行下における妊産婦総合対策事業	ウイルスに感染した妊産婦に対する寄り添い型支援	円	円	円	円			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	医療機関と事務を調整する場合の補助																
	都道府県調整事務費																
	小計																
	不安を抱える妊婦等への分娩前ウイルス検査事業																
	オンラインによる保健指導等実施																
	育児等支援サービス																
計																	
幼児健康診査個別実施支援事業	医科																
	歯科																
	計																
産後ケア事業を行う施設における感染拡大防止対策事業																	
合 計																	

(注1) 「国庫補助基本額⑨」欄は、③、④及び⑧とを比較して少ない方の額を記入すること。
(注2) 「合計」欄の「要国庫補助額」「その他」において、千円未満の端数が生じた場合は、切り捨てること。
(注3) 「精算額⑯」欄は、⑩の合計額及び⑭とを比較して少ない方の額を記入すること。
(注4) 「負担区分」欄のうち、「地方負担額」欄は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付対象となる国庫補助事業等の地方負担額に係る交付限度額を算定するために、地方公共団体の実際の負担額を記入すること。合計欄の「市町村負担額」は、⑩+⑪+⑫=⑨（千円未満の端数が生じる場合は四捨五入）の等式が成り立つこと。
(注5) 「その他」欄は、当該事業に対し、国以外からの補助等が行われる場合に、その金額を記載すること。
【例】実施主体である市町村に対し、都道府県からの補助もある場合、その金額 など
(注6) 「備考」欄は、「その他」欄に記載した、事業実施地方公共団体に補助・負担を行う地方公共団体の名称及び補助額を記入すること。複数の地方公共団体からの補助がある場合は全て記載すること。

様式3 国庫補助金精算額調書（間接補助分）

（都道府県・保健所設置市・特別区用）

都道府県・保健所設置市・特別区名

種 目 等	総事業費 ①	寄付金 その他 の収入 額②	差引額 (①-②) ③	対象経費の 実支出額④	基準額				都道府県等 補助額 ⑨	国庫補助 基本額 ⑩	負担区分			備 考	交付決定額 ⑭	国庫補助金 受入額 ⑮	差引過(△) 不足額 (⑮-⑩) ⑯	精算額 ⑰
					月数・人 数⑤	回数⑥	単価⑦	基準額(⑤ ×⑥×⑦) ⑧			要国庫補助額 (⑩×補助率) ⑪	地方 負担額⑫	その他⑬					
新型コロナウイルス ウイルス流行下におけ る妊産婦総 合対策事業	円	円	円	円	/		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
合 計					/	/	/											

- (注1) 「国庫補助基本額⑩」欄は、③、④、⑧及び⑨とを比較して少ない方の額を記入すること。
 (注2) 「合計」欄の「要国庫補助額」において、千円未満の端数が生じた場合は、切り捨てること。
 (注3) 「精算額⑰」欄は、⑭の合計額及び⑮とを比較して少ない方の額を記入すること。

様式3 国庫補助金精算額調書（直接補助分）

（市町村用）

種 目	事業内訳	総事業費 ①	寄付金その 他の収入額 ②	差引額 (①-②) ③	対象経費の 実支出額 ④	基準額				国庫補助 基本額 ⑨	負担区分			備考	交付決定額 ⑬	市町村名		差引過(△) 不足額 (⑭-⑯) ⑮	精算額 ⑯	
						月数・人 数・箇所 数⑤	回数⑥	単価⑦	基準額 (⑤× ⑥×⑦) ⑧		要国庫補助額 (⑨×補助率) ⑩	市町村 負担額⑪	その他⑫			国庫補助金受 入額 ⑭	精算額 ⑯			
																				円
新型コロナウイルス 流行下における妊産 婦総合対策事業	オンラインによる保 健指導等実施					/	/	/												
	育児等支援サービス					/	/	/												
	計					/	/	/												
幼児健康診査個別実 施支援事業	医科		/	/		/	/	/		/	/	/			/	/	/			
	歯科		/	/		/	/	/		/	/	/			/	/	/			
	計		/	/		/	/	/		/	/	/			/	/	/			
産後ケア事業を行う施設における感染拡 大防止対策事業						/	/	/							/	/	/			
合 計						/	/	/												

(注1) 「国庫補助基本額⑨」欄は、③、④及び⑧とを比較して少ない方の額を記入すること。

(注2) 「合計」欄の「要国庫補助額」「その他」において、千円未満の端数が生じた場合は、切り捨てること。

(注3) 「精算額⑯」欄は、⑩の合計額及び⑭とを比較して少ない方の額を記入すること。

(注4) 「負担区分」欄のうち、「市町村負担額」欄は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付対象となる国庫補助事業等の地方負担額に係る交付限度額を算定するために、市町村の実際の負担額を記入すること。合計欄の「市町村負担額」は、⑩+⑪+⑫=⑯（千円未満の端数が生じる場合は四捨五入）の等式が成り立つこと。

(注5) 「その他」欄は、当該事業に対し、国以外からの補助等が行われる場合に、その金額を記載すること。

【例】 実施主体である市町村に対し、都道府県からの補助もある場合、その金額 など

(注6) 「備考」欄は、「その他」欄に記載した、事業実施市町村に補助・負担を行う地方公共団体の名称及び補助額を記入すること。複数の地方公共団体からの補助がある場合は全て記載すること。

様式3-2 国庫補助金精算額市町村別集計表

区分 市町村名	種 目 等	総事業費 ① 円	寄付金その 他の収入額 ② 円	差引額 (①-②) ③ 円	対象経費の 実支出額④	基準額				国庫補助 基本額 ⑨ 円	負担区分			備考	交付決定額 ⑬ 円	国庫補助金 受入額 ⑭ 円	差引過(△) 不足額 (⑭-⑩) ⑮ 円	精算額 ⑯ 円	
						月数・人 数・箇所 数⑤	回数⑥	単価⑦ 円	基準額(⑤× ⑥×⑦)⑧ 円		要国庫補助 額(⑨×補助 率)⑩ 円	市町村 負担額⑪ 円	その他⑫ 円						
						都道府県名													
都道府 県合計	新型コロナ ウイルス流 行下にお ける妊産婦 総合対策 事業	オンラインによる 保健指導等実施				/	/	/		/	/	/		/	/	/		/	
		育児等支援サービス				/	/	/		/	/	/		/	/	/		/	
		計				/	/	/		/	/	/		/	/	/		/	
	幼児健康診 査個別実施 支援事業	医科	/	/	/		/	/	/		/	/	/		/	/	/		/
		歯科	/	/	/		/	/	/		/	/	/		/	/	/		/
		計	/	/	/		/	/	/		/	/	/		/	/	/		/
	産後ケア事業を行う施設にお ける感染拡大防止対策事業					/	/	/		/	/	/		/	/	/		/	
合計					/	/	/		/	/	/		/	/	/		/		
	新型コロナ ウイルス流 行下にお ける妊産婦 総合対策 事業	オンラインによる 保健指導等実施				/	/	/		/	/	/		/	/	/		/	
		育児等支援サービス				/	/	/		/	/	/		/	/	/		/	
		計				/	/	/		/	/	/		/	/	/		/	
	幼児健康診 査個別実施 支援事業	医科	/	/	/		/	/	/		/	/	/		/	/	/		/
		歯科	/	/	/		/	/	/		/	/	/		/	/	/		/
		計	/	/	/		/	/	/		/	/	/		/	/	/		/
	産後ケア事業を行う施設にお ける感染拡大防止対策事業					/	/	/		/	/	/		/	/	/		/	
合計					/	/	/		/	/	/		/	/	/		/		
	新型コロナ ウイルス流 行下にお ける妊産婦 総合対策 事業	オンラインによる 保健指導等実施				/	/	/		/	/	/		/	/	/		/	
		育児等支援サービス				/	/	/		/	/	/		/	/	/		/	
		計				/	/	/		/	/	/		/	/	/		/	
	幼児健康診 査個別実施 支援事業	医科	/	/	/		/	/	/		/	/	/		/	/	/		/
		歯科	/	/	/		/	/	/		/	/	/		/	/	/		/
		計	/	/	/		/	/	/		/	/	/		/	/	/		/
	産後ケア事業を行う施設にお ける感染拡大防止対策事業					/	/	/		/	/	/		/	/	/		/	
合計					/	/	/		/	/	/		/	/	/		/		

(注) この表は、市町村長から提出された国庫補助金精算額調書に基づいて作成すること。

令和2年度母子保健衛生費国庫補助金（令和2年度第三次補正予算分）
交付額確定通知書


市町村名

令和 年 月 日 第 号で交付決定の通知をした令和2年度母子保健衛生費国庫補助金（令和2年度第三次補正予算分）については、令和 年 月 日 第 号事業実績報告に基づき、令和 年 月 日厚生労働省発子 第 号をもって交付額が金円に確定されたので通知する。

（超過交付額が生じた場合）

なお、超過交付となった金 円については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第18条第2項の規定により、令和 年 月 日までに返還することを命ぜられたので併せて通知する。

令和 年 月 日

都道府県知事 

番 号

年月日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事
保健所設置市市長
特別区区長
市町村長

令和 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

令和 年 月 日厚生労働省発子 第 号により交付決定があった母子保健衛生費国庫補助金について、令和2年度母子保健衛生費国庫補助金（令和2年度第三次補正予算分）5（8）の規定に基づき、下記のとおり報告する。

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額

金 円

- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要国庫補助金返還相当額）

金 円

- 3 添付資料

記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。

番 号

年月日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事

指定都市市長

中核市市長

市区町村長

繰越明許費繰越承認額報告書

(元号) 年 月 日厚生労働省発子 号をもって交付決定を受けた(元号) 年度母子保健衛生費国庫補助金(令和2年度第三次補正予算分)について、交付要綱11の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第15条に基づく額の確定又は事業実績報告額

(項)

(目)

金 _____ 円

- 2 繰越明許費繰越承認決定額

金 _____ 円

(注) 別添参考となる書類(繰越明許費繰越決定通知書、繰越を必要とした理由等)